20歳になったら国民年金

■国民年金とは

国民年金は、老齢、病気や事故で障がいが残ったとき、 家族の働き手が亡くなったときに年金が受け取れる、働く 世代がみんなで支え合う仕組みです。

20歳以上60歳未満の方(学生、農林漁業者、自営業者、 無職など)は国民年金に加入することが義務付けられてお り、20歳になって1か月ほど後に日本年金機構から国民 年金加入のお知らせが届きます(※)。

※厚生年金に加入している方を除きます。

国民年金のポイント

■将来の大きな支えになります!

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任を持って運営するため安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

■老後のためだけのものではありません

- ・国民年金は、老後の老齢年金のほか、障害年金や遺族 年金もあります。
- ・障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け 取れます。
- ・遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により 生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」) が受け取れます。

国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の1か月の保険料は16,590円(令和4年度)です。支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、税制上 も有利です。

■前納割引制度

保険料を早めに納める(前納)と保険料が割引になります。

■支払方法が選べます

①納付書 ②口座振替 ③クレジットカード

- ・前納制度と口座振替を同時に利用すると、さらに割引に なります。
- ・20 歳到達月からの前納を希望する場合は、お早めに 年金事務所へご連絡ください。

■付加年金制度で年金額を増やせます

国民年金保険料に月額 400 円の付加年金保険料を上乗せして納めると、将来の老齢年金に付加年金(200 円×付加保険料を納めた月数)が加算されます。2年以上受給すると、支払保険料以上の年金が受け取れます。



保険料を納めることが難しい…そんなときは

■学生納付特例制度

学生は、**本人の所得**が一定額以下の場合、国民年金 保険料の納付が猶予されます。

▶対象となる学生

学校教育法に規定する大学・大学院・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校(修業年限1年以上である課程)・一部の海外大学の日本分校に在学する方

■納付猶予制度

学生でない 50 歳未満の人は、申請者本人の所得、配偶者の所得のいずれもが一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予されます。

どちらの制度も、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。しかし、収入を得られるようになり国民年金保険料の納付が可能となった時に「追納制度」を利用すると、将来受け取る年金額を増額することができます。

日本年金機構ホームページ ▶▶▶

国民年金制度を詳しく解説しています



問い合わせ

水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3278 医療保険課 国保年金係 ☎ 0299-48-1111 (内線 1103)